

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市発注の建設工事又は測量、建設コンサルタント等の業務に係る入札において談合等の不正行為に関する情報(以下「当該情報」という。)があった場合における対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の確認及び通報)

第2条 職員は、当該情報の提供があった場合には、情報の提供者の住所、氏名及び連絡先等必要な事項を確認の上、速やかに第12条第1項に規定する公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)の事務局へ電話等により通報しなければならない。新聞等の報道により当該情報を把握した場合にも、同様とする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(委員会の招集及び報告)

第3条 事務局は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該情報の内容を、入札不正行為情報報告書(様式第1号)にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うものとする。事務局において、新聞情報等により当該情報を把握した場合にも、同様とする。

2 別に定める基準により、当該情報の信憑性が明らかに認められない場合は、委員会に報告を行わないことができる。

(審議)

第4条 委員会は、前条の規定による報告により、当該情報の信憑性及び、次条から第10条までに規定する公正入札調査手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

2 前項の審議に当たっては、当該情報の提供者の氏名等の明確性、内容の具体性、入札後においては入札結果等を公表していること及び落札者、落札金額が既に閲覧に供されていること等に留意するものとする。

3 審議のため必要と認められる場合には、事務局は、入札参加者(一般競争入札にあっては競争参加資格の確認を受けた者、その他の入札にあっては入札期日において入札に参加するために入札会場に集まった者をいう。)のうち必要なものに事情の説明を求めることができる。

(公正取引委員会への通報)

第5条 委員会の審議を踏まえて公正入札調査手続によることとした情報(以下「談合情報」という。)については、公正取引委員会へ通報することとし、入札執行後に談合情報を把握した場合にあっては、併せて入札調書の写しを送付するものとする。

(事情聴取の実施)

第6条 入札執行前に談合情報を把握した場合には、入札執行前に入札参加者全員に対して事情聴取を行うものとする。

2 前項の事情聴取(以下単に「事情聴取」という。)は、入札期日前の日において、又は入札期日時刻において入札開始前に、若しくは入札開始時刻を繰り下げて行うものとし、松江市建設工事に関する契約規則(平成17年松江市規則第59号。以下「規則」という。)第8条の規定に該当するものと認められるときには、入札期日を延長した上で行うものとする。

3 入札執行後に談合情報を把握した場合には、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。

(事情聴取の方法等)

第7条 事情聴取は、事務局及び当該談合情報に係る工事等を所掌する課に属する複数の職員により行われなければならない。

2 事情聴取は、別紙1を参考とした事情聴取項目を示して、1社ずつ呼び出して行うものとする。

3 前項の事情聴取項目は、事務局及び当該談合情報に係る工事等を所掌する課が協議の上定めるものとする。

4 聽取結果については、事情聴取書(様式第2号)を作成し、委員会へ報告するとともに、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

(談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応)

第8条 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、次に定めるところにより対応するものとする。

(1) 入札執行前の場合 規則第8条の規定により、入札をとりやめるものとする。

(2) 入札執行後、契約締結以前の場合 規則第11条の規定により、入札を無効とする。

(3) 契約締結後の場合 着工又は着手した工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

2 前項第1号及び第2号の対応をとった場合並びに第3号の規定により契約を解除した場合には、その旨を公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

(談合の事実があつたと認められない場合の対応)

第9条 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、次に定めるところにより対応するものとする。

(1) 入札執行前の場合

すべての入札参加者から別紙2を参考とした誓約書を自主的に提出させるとともに、別紙3を参考として入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。

(2) 入札執行後、契約締結以前の場合 すべての入札参加者から別紙2を参考とした誓約書を自主的に提出させた後、契約締結すること。

2 前項の対応をとった場合には、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。
(工事内訳書の調査)

第10条 談合の事実があったと認められず入札を行った場合、又は入札執行後に当該情報を把握した場合は、工事内訳書の調査を行う。

2 工事内訳書の調査は、事務局及び積算担当者(当該工事の積算内容を把握している職員をいう。)で行う。

3 調査結果については、速やかに委員会に報告する。

(入札監視委員会の意見聴取)

第11条 委員会は、談合の事実の有無を判断するに当たり、必要と認める場合において松江市入札監視委員会に対し、意見を求めることができる。

(公正入札調査委員会)

第12条 工事等に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、不正行為に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置する。委員会の組織、会議、事務局その他必要な事項は松江市建設工事等公正入札調査委員会設置要綱(平成17年松江市告示第23号)に定めるところによる。

2 公正入札調査委員会は、談合情報の内容により、前条までに規定する対応を基本方針とし、適宜必要と認められる措置をとることができる。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成20年3月31日松江市訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

入札不正行為情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日() 時 分			
工事名・事業名				
入札(予定)日	年 月 日() 時 分			
情報提供者	・報道機関 役職・氏名等			
受信者				
情報手段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道			
情報内容				
応答の概要				
当該案件の問い合わせ先				

様式第2号(第8条関係)

事 情 聽 取 書

(記入例)

工事名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、既に落札者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。 2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。 3 あつたとすれば、どのような内容の打合せ、又は話し合いでしたか。	

別紙1(第8条関係)

事情聴取項目(参考例)

- 1 工事の入札に先立ち、既に落札者が決定している(た)との情報(新聞報道)がありますが、そのような事実がありますか。
- 2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。
- 3 あつたとすれば、どのような内容の打合せ、又は話し合いでしたか。

別紙2(第10条関係)

誓 約 書

年 月 日

松江市長 氏 名 様

会社名

代表者名

担当者名

今般の〇〇〇〇〇〇〇工事の競争入札に関し、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為は一切行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

別紙3(第10条関係)

入札執行に係る注意事項

- 1 本日の入札において談合が行われている旨の通報(投書)があったが、談合は独占禁止法にも、刑法にも触れる行為であり、絶対に行ってはならないし、あってはならない行為である。
- 2 松江市ではかねてから、業界全体を通じ、注意しているところであり、入札の公平を害する行為は一切行ってはならない。
- 3 仮に松江市で、このような不祥事が発生した場合には、厳しい態度で臨むこととしており、入札執行後においても談合の事実が明らかと認められた場合には、松江市建設工事に関する契約規則第11条の規定により入札は無効となる。
- 4 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法令を遵守し、公正、公平な入札を行うこと。

別紙3関係

入札執行に係る注意事項

(参考例)

- 1 本件入札に際し、事前に是非お伝えしたいことがあります。
- 2 ご存知の方もあるかもしれません、本日の入札において談合が行われている旨の通報(投書)があり、既に落札予定者が決定されているということあります。
- 3 談合は独占禁止法にも、刑法にも触れる行為であり、絶対に行ってはならないし、あつてはならない行為あります。
- 4 松江市ではかねてから、業界全体を通じ、注意しているところであり、入札の公平を害する行為は一切行ってはなりません。
- 5 仮に松江市で、このような不祥事が発生した場合には、厳しい態度で臨むこととしており、入札執行後においても談合の事実が明らかと認められた場合には、松江市建設工事に関する契約規則第11条の規定により入札は無効とします。
- 6 皆様方におかれましては、このようなことはないと堅く信じております。
- 7 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法令を遵守し、公正、公平な入札が行われるようよろしくお願ひします。